

「地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について」の一部改正について

令和6年12月27日
地球温暖化対策推進本部決定案

地球温暖化対策推進本部幹事会の開催について（平成29年1月10日地球温暖化対策推進本部決定）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）</p> <p>構成員 内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 環境省地球環境局長 経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官 資源エネルギー庁長官 内閣府大臣官房長 警察庁交通局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 林野庁長官 国土交通省総合政策局長 防衛省大臣官房審議官</p>	<p>2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当）</p> <p>構成員 内閣広報官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 環境省地球環境局長 経済産業省産業技術環境局長 資源エネルギー庁長官 内閣府大臣官房長 警察庁交通局長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁統括官 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房長 外務省地球規模課題審議官 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 林野庁長官 国土交通省総合政策局長 防衛省大臣官房審議官</p>